

「がん対策推進法」（仮称）の早期制定を求める意見書

日本における生涯がん罹患リスク（一生涯のうちに、がん罹患する確率の推定値）は、男性が2人に1人、女性は3人に1人となっており、がんの罹患率及び死亡率はともに上昇を続けている。がんは1981年以降、死亡原因の第1位を占め、いまやその3割を占めるに至っている。

政府においては「対がん10か年総合戦略」を実施し、平成16年から第3次戦略を開始するとともに、昨年5月には厚生労働大臣を本部長とする「がん対策推進本部」を設置して体制強化が図られているが、罹患率及び死亡率の上昇には一向に歯止めがかかっていない。

日本のがん対策においては、①がん患者の痛み、苦しみを和らげる「緩和ケア」の充実、②治療に極めて有効でニーズも急増している「放射線治療」の専門医やスタッフの早期育成、③患者が最適な治療を受けられるために欠かせない「がん登録」制度の実施といった要素が欠けており、そのため日本のがん対策は欧米に比べて著しく遅れている。このほか、内閣府への「がん対策推進本部」設置、国による「がん対策推進計画」の策定・実施、がん情報の提供窓口の整備、抗がん剤・医療機器等の早期承認なども含めて総合的に取り組むよう法制化し、患者の立場に立った、がん対策を推進すべきである。

よって、国会及び政府においては、がん対策に欠けている課題の解決に向け、具体的な施策を法制化する「がん対策推進法」（仮称）を早期に制定し、国を挙げてがん対策を大きく推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣

（提出者）全議員